東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成28年度 不適合管理会議報告情報(平成28年 4月19日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 4月19日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		換気空調系中央制御室冷凍機(B)圧縮機軸封部において、潤滑油の微少な漏えいが認められたため、当該圧縮機部品を点検・修理。なお、冷媒の漏えいはない。	GⅢ	
2	その他	1号機換気空調系モニター建屋給気ルーバー(空気取入口)排水配管において、配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理。	対象外	